

開催日時

平成28年6月22日(水曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

開催場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議決権行使期限

平成28年6月21日(火曜日) 午後5時40分まで

第93回 定時株主総会 招集ご通知

CONTENTS

第93回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	2
連結計算書類	20
計算書類	37
監査報告書	47
株主総会参考書類	50
第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役7名選任の件
第3号議案	監査役3名選任の件
第4号議案	取締役および監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

フジ日本精糖株式会社

証券コード 2114

(証券コード2114)
平成28年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号

フジ日本精糖株式会社

代表取締役社長 船 越 義 和

第93回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月21日（火曜日）午後5時40分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月22日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第93期（自平成27年4月1日
至平成28年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第93期（自平成27年4月1日
至平成28年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 取締役および監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎定時株主総会終了後、株主説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類および添付書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.fnsugar.co.jp/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、中国をはじめとするアジア新興国経済の減速など国際情勢の影響により輸出の弱含み、個人消費の回復の遅れなどがみられたものの、良好な企業収益を背景とした雇用・所得環境の改善など景気は総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。

しかしながら、精糖業界においては、依然として加糖調製品、異性化糖および他の甘味料の浸食などにより、厳しい事業環境が続いております。

この様な経済環境のなかで当社グループは、品質管理の徹底を図り顧客満足度を高め、主力製品である砂糖では製品の安定供給に取り組んでまいりました。また、機能性食品では高付加価値提案型の販売活動に取り組んでまいりました。

この結果、当期の当社グループの業績は、売上高19,312百万円（前年同期比1.4%増）、営業利益959百万円（同48.5%増）、経常利益958百万円（同10.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は623百万円（同9.7%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

【精糖事業】

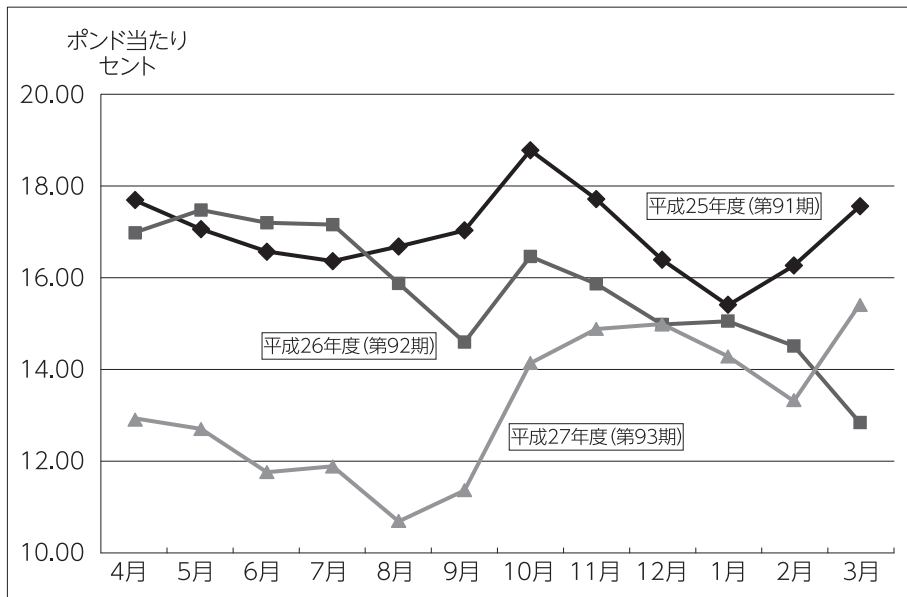
精糖事業につきましては、海外原糖市況は期初ニューヨーク先物市場12.00セント（1ポンド当たり）で始まり、その後、生産国の増産に伴う供給過剰感と生産国の通貨安が進み、およそ7年ぶりに最安値10.13セントまで下落しました。その後、砂糖の供給量が消費量を下回るとの見通しと主要生産国であるブラジルでの長雨による収穫の遅れから相場は反転し16.75セントの当期最高値を付けた後、15.35セントにて期末を迎えました。

一方、国内製品市況は期初東京現物相場186円（上白大袋1キログラム当たり）で始まり、海外原糖相場の下落により10月に製品出荷価格を2円引き下げたものの、2月には一転して海外原糖相場の上昇により4円の引き上げを行い188円で期末を迎えました。

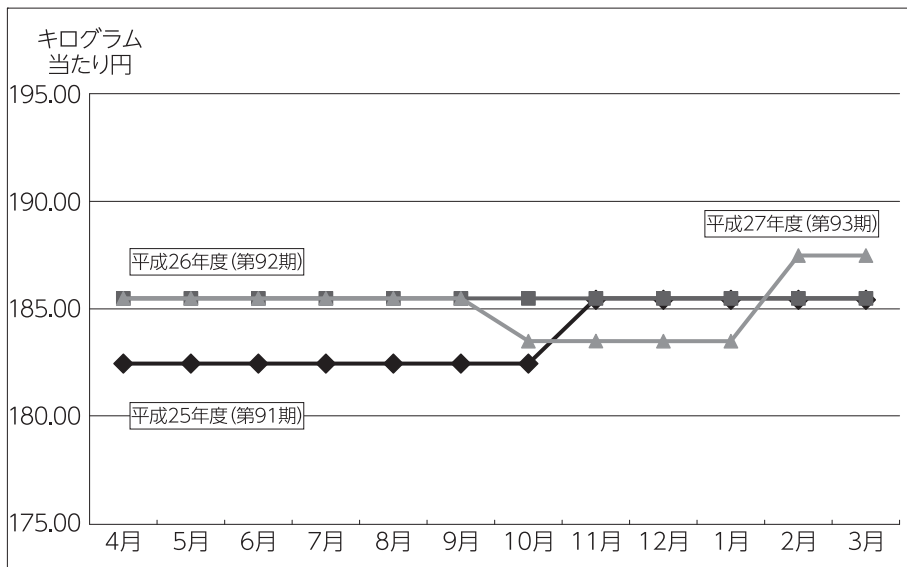
製品の荷動きについては、新規の清涼飲料向けは増えたものの、夏場の天候不順や秋口から年末にかけて低調な荷動きにより菓子類、糖化製品、乳飲料向けが減少し、液糖、上白糖を中心に前年同期を下回る販売数量となりました。

この結果、販売数量は減少したものの効率的な原料調達や生産コストの抑制に努めたことから売上高11,970百万円（前年同期比2.9%減）となり、営業利益1,275百万円（同26.3%増）を計上することが出来ました。

NY先物価格 月別平均相場 (原糖)



日経平均 月別平均相場 (上白大袋)



【機能性素材事業】

機能性素材事業につきましては、機能性食品部門ではイヌリンはタイの連結子会社Fuji Nihon Thai Inulin Co., Ltd.（以下、FTI社）からの本格的輸入を開始し、既存・新規ユーザーの拡販を図ったものの、大手ユーザー向けが伸び悩んだ結果、販売数量は前年同期を若干下回り、減収となりました。利益面では、前年に続き、FTI社製品の品質安定化に時間を要したことにより減益となりました。

切花活力剤部門では、花卉業界全体が低迷するなか、新製品「水揚促進剤ハイ・スピード」の本格販売開始、既存製品のパッケージをリニューアルするなど販促活動を行った結果、増収増益となりました。

連結子会社ユニテックフーズ株式会社におきましては、ゼラチンを中心とした天然添加物素材で積極的な販売活動を行い、菓子、乳製品のユーザー向け販売が好調に推移した結果、増収増益となりました。

これらの結果、売上高6,741百万円（前年同期比10.2%増）、営業損失154百万円（前年同期営業損失207百万円）の増収増益となりました。

【不動産事業】

不動産事業につきましては、既存所有物件の一部で賃料改定を行った結果、増収となったものの、小規模賃貸住宅の維持管理費が増加したため減益となりました。

この結果、売上高600百万円（前年同期比0.4%増）、営業利益525百万円（同1.0%減）の増収減益となりました。

2. 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、雇用・所得環境の改善傾向により景気の回復が期待されるなか、当社グループは、引き続き製品の安定供給および品質管理を重要課題として取り組むとともに、イヌリン事業においてタイ連結子会社での品質安定化および海外を含めた当該製品の拡販に引き続き注力してまいります。

精糖事業につきましては、他甘味料の浸食や少子高齢化などによる砂糖の消費減少傾向に歯止めが掛からない厳しい販売環境が続くなか、営業体制の強化を図り、顧客重視と採算重視の営業に努めてまいります。

機能性素材事業につきましては、機能性食品部門では、イヌリンの国内販売では、機能性表示に関する法律「食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）」が改正されたことから、イヌリンが持つ機能性をアピールし、幅広い分野への拡販を行ってまいります。また、海外販売では、タイ国を中心にアプリケーション開発を行い拡販に取り組んでまいります。さらに各部門においても、コスト削減に努めてまいります。

不動産事業につきましては、自社所有物件の環境問題や災害対策に留意した維持管理に注力し、安定収入の確保に努めてまいります。

以上のとおり、当社は3つの事業部門における収益力の一層の向上を図り、安定した収益体制を構築しながら、将来の中核となる新規事業、新製品を開発する投資やM&Aを実行し、海外事業を積極的に展開することで企業の活力を高めるように努める所存であります。

今後とも当社の企業理念の「夢のあるたくましい会社」を目指し、新たな5つの経営方針に基づき株主、取引先、社員の満足度を高め、食文化による豊かな生活づくりを通じて社会に貢献し、人材を育成して会社の価値を高めることに更なる努力をしてまいります。

経営方針

- ① 顧客第一主義の徹底
- ② 会社の発展と共に社員が成長する企業文化の形成
- ③ 公正で透明性のある企業活動の推進
- ④ 社会に評価される企業価値の向上
- ⑤ 社会に貢献する企業市民活動の充実

3. 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は173百万円であり、取得した主な設備は次のとおりであります。

Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.	排水設備増設工事	40百万円
フジ日本精糖株式会社	EX-NO1 ターミナルサーバー式	15百万円

上記の所要資金は、主として自己資金を充当いたしました。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分	平成24年度 第 90 期	平成25年度 第 91 期	平成26年度 第 92 期	平成27年度 第 93 期 (当期)
売上高 (百万円)	19,760	20,155	19,038	19,312
経常利益 (百万円)	1,143	990	864	958
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	716	594	568	623
1株当たり当期純利益 (円)	26.71	22.12	21.17	23.23
総資産 (百万円)	20,023	21,370	22,963	22,510
純資産 (百万円)	14,308	14,821	16,106	15,887

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

5. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
協立食品(株)	20百万円	100%	砂糖、食料品の販売 不動産の保守管理
ユニテックフーズ(株)	300百万円	100%	食品添加物、農産加工品、機能性素材 等の加工、販売
Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.	300百万バーツ	55%	機能性食品素材「イヌリン」の製造販売
DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.	15百万バーツ	51%	パンの製造販売

(注) DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.は、平成28年2月8日付の株式追加取得により当社の子会社となりました。

6. 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当社グループは、精糖事業（精製糖、砂糖関連製品の製造販売）のほか機能性素材事業（イヌリン、カテキン製剤などの食品添加物、切花活力剤の製造販売、ペクチン等の機能性食品素材の仕入販売）および不動産事業を主たる業務として行っております。

7. 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

(1) 当社

本社……東京都中央区

工場……静岡県静岡市

上記のほか、主として関連会社の太平洋製糖(株)において精製糖の生産を委託しております。

(2) 子会社

協立食品(株)……………東京都中央区

ユニテックフーズ(株)……………東京都中央区

Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.

本社……………タイ国バンコク都

工場……………タイ国ラチャブリ県

DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd. ……タイ国アユタヤ県

8. 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
243名	67名増

（注）従業員数には、嘱託等12名および準社員4名は含んでおりません。

9. 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	借入金残高
(株) みずほ銀行	1,295 百万円
(株) 静岡銀行	460
(株) 三井住友銀行	275
(株) 三菱東京UFJ銀行	200
(株) 清水銀行	150

Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 110,000,000株
2. 発行済株式の総数 29,748,200株 (自己株式2,895,576株を含む)
3. 株 主 数 7,700名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
双 日 (株)	8,153 千株	30.36 %
豊 田 通 商 (株)	2,459	9.16
鈴 与 (株)	1,902	7.08
和 田 製 糖 (株)	1,226	4.56
(株) 静 岡 銀 行	792	2.95
(株) 榎 本 武 平 商 店	758	2.82
小 倉 運 輸 (有)	669	2.49
新 潟 県 砂 糖 卸 荷 受 商 業 協 同 組 合	600	2.23
(株) サ カ タ の タ ネ	563	2.09
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 (株)	447	1.66

(注) 持株比率は自己株式 (2,895千株) を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、当社株式の流動性の向上を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成27年5月19日開催の取締役会の決議により、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役に関する事項（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	船越義和	ユニテックフーズ(株)取締役 Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.取締役会長 FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.取締役 DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.取締役 太平洋製糖(株)取締役 マ・マーマカロニ(株)取締役
取締役	高梨繁憲	専務執行役員砂糖本部本部長 協立食品(株)代表取締役社長 太平洋製糖(株)取締役
取締役	櫻田誠司	常務執行役員機能性素材本部本部長兼機能性食品営業部部長兼営業戦略室室長 ユニテックフーズ(株)取締役 Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.取締役 FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.取締役
取締役	櫻田礎久	常務執行役員清水代表砂糖本部副本部長兼機能性素材本部副本部長兼キーブ事業部部長
取締役	佐塚眞弘	常務執行役員管理本部本部長兼経営企画室室長兼資産管理部部長兼広報室室長 協立食品(株)取締役 太平洋製糖(株)監査役
取締役相談役	江口達夫	
取締役	市村由昭	双日(株)執行役員 ヤマザキ・ナビスコ(株)取締役 阪神サイロ(株)取締役 THAI CENTRAL CHEMICAL PUBLIC COMPANY LIMITED取締役
取締役	村上光廣	鈴与(株)相談役
監査役(常勤)	高橋宏寿	ユニテックフーズ(株)監査役
監査役	上平徹	上平会計事務所所長
監査役	船戸謙治	豊田通商(株)食料・生活産業本部食品部 第一屋製パン(株)常務取締役
監査役	内藤健雄	清田糖業(株)代表取締役社長

- (注) 1. 取締役のうち市村由昭、村上光廣の両氏は社外取締役であります。なお、当社は、村上光廣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち上平 徹、船戸謙治および内藤健雄の各氏は社外監査役であります。なお、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 監査役上平 徹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成27年6月19日開催の第92回定時株主総会において、佐塚眞弘、市村由昭の両氏は取締役役に、船戸謙治氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 平成27年6月19日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって、取締役佐藤伸郎氏は任期満了により退任いたしました。
6. 平成27年6月19日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって、監査役加藤茂治氏は辞任いたしました。

2. 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	78,959千円 (7,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	25,151千円 (9,150千円)
合 計 (うち社外役員)	14名 (6名)	104,111千円 (16,550千円)

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与および賞与は含まれておりません。
2. 報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額11,475千円が含まれております。
3. 上記の取締役および監査役の支給人員には、平成27年6月19日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当該他の法人等との関係
取 締 役	市 村 由 昭	双 日 (株)	執 行 役 員	双日(株)は、当社の株式を保有する主要株主であります。また、同社と当社との間には商品供給等の取引があり、同社は特定関係事業者であります。
		ヤマザキ・ナビスコ(株)	取 締 役	ヤマザキ・ナビスコ(株)と当社との間には、製品販売の取引関係があります。
		阪 神 サ イ コ (株)	取 締 役	阪神サイコ(株)と当社との間には、特別な関係はありません。
		THAI CENTRAL CHEMICAL PUBLIC COMPANY LIMITED	取 締 役	THAI CENTRAL CHEMICAL PUBLIC COMPANY LIMITEDと当社との間には、特別な関係はありません。
取 締 役	村 上 光 廣	鈴 与 (株)	相 談 役	鈴与(株)は、当社の株式を保有する大株主であり、当社との間には、製品等の運送・保管等の取引関係があります。
監 査 役	船 戸 謙 治	豊 田 通 商 (株)		豊田通商(株)は、当社の株式を保有する大株主であり、当社の販売代理店および原料等の仕入れ先であります。
		第 一 屋 製 パ ン (株)	常 務 取 締 役	第一屋製パン(株)と当社との間には、特別な関係はありません。
監 査 役	内 藤 健 雄	清 田 糖 業 (株)	代 表 取 締 役 社 長	清田糖業(株)と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	市 村 由 昭	平成27年6月19日就任後開催の取締役会6回のうち5回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	村 上 光 廣	当期開催の取締役会8回のうち7回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	上 平 徹	当期開催の取締役会8回全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回全てに出席しております。主に公認会計士としての立場からの発言を行っております。
監 査 役	船 戸 謙 治	平成27年6月19日就任後開催の取締役会6回のうち3回に出席し、また、平成27年6月19日就任後開催の監査役会9回のうち5回に出席しております。議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	内 藤 健 雄	当期開催の取締役会8回のうち7回に出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち11回に出席しております。議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
(2) 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、(1)の支払額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役の職務および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役および使用人は、法令および定款等の遵守はもとより、当社が定める企業理念および行動憲章に則り、誠実に職務を遂行しなければならない。
 - ② コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進と充実を図る。
 - ③ コンプライアンスの推進については、「コンプライアンスプログラム」を制定し、役員および使用人等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、マニュアルの配布や啓発および教育を通じて指導する。
 - ④ 代表取締役社長直轄の監査室は、内部監査に関する社内規程に基づき業務執行状況の監査および報告を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
当社の取締役の職務の執行に係わる情報については、取締役会規程および文書管理規程に基づき、保存媒体に応じて適切に保存管理する。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理については、リスク管理基本方針に則り、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会において、危機管理規程に基づいたリスクの管理を行うとともに、リスクの評価・管理体制の構築を行う。
 - ② 災害、事故、不測の事態が発生した場合には、危機対策委員会を設置して、必要な対策を講じる。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会を原則3ヶ月に1回開催する。また必要に応じ臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行う。
 - ② 執行役員制を導入することにより、権限と責任を明確にし、意思決定の迅速化を図るとともに、業務遂行の効率性を図る。
 - ③ 職務権限規程等の社内規程に基づき、意思決定の対象範囲と決裁基準等を明確にし、責任の所在を明らかにするとともに業務の効率的な執行を実現する。
 - ④ 中期経営計画および単年度予算を策定し、目標達成に向け具体策を立案・実行する。

- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社および子会社のコンプライアンス体制の構築を図り、役員および使用人等に対して企業倫理・法令および定款の遵守を指導することにより、公正かつ適正な業務運営の実現を図る。
 - ② 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業目的を遂行するよう指導、助成し、相互の利益を増進する。また、重要案件についての取り扱いや報告等ルールに関して、関係会社管理規程に定め、グループ経営の一体性を確保するため主管部門を設置して、円滑な運営の指導にあたる。
 - ③ 監査室は、子会社を含めた業務全般に関する監査を行う。
 - ④ 当社グループの信頼性のある財務報告を作成するために、内部統制委員会を設置し、整備、運用状況を評価し改善を推進する。
- (6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係わる事項の報告に関する体制および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 関係会社管理規程に基づき、子会社は営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社へ定期的な報告を行う。
 - ② 子会社のリスク管理については、関係会社管理規程に基づき、主管部門にて指示・情報伝達を行いリスクの把握・管理を行う。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
- ① 監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で監査役の職務を補助する使用人を任命することとする。
 - ② 当該使用人の任命、評価および異動などにおいて監査役の事前の同意を得る事により、取締役からの独立性を確保するものとする。
 - ③ 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従うことを原則とする。
- (8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 子会社の社内規程等に基づき、意思決定の対象範囲と決裁基準等を明確にすることにより、責任の所在を明らかにするとともに業務の効率的な執行を実現する。
 - ② 中期経営計画および単年度予算を策定し、目標達成に向け具体策を立案・実行する。

- (9) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
- ① 取締役会、その他重要な会議において取締役および使用人は随時担当業務の報告を行う。
 - ② 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、常勤役員会などの重要な会議に出席することができる。
 - ③ 監査役には、稟議書他社内的重要書類を回付する。
 - ④ 監査役は、代表取締役との定期的な会合、取締役および執行役員と必要に応じたレビューを実施する他、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士および監査室等との連携を図る。
- (10) 当社の子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
- ① 当社グループの役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 当社グループの役職員は、法令他の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社監査役に対して報告を行う。
- (11) 報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制および監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役と代表取締役とは、定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題ならびに監査上の重要事項等について意見交換し、相互認識を深めるものとする。
 - ② 監査役と会計監査人は、定期的会合を持ち、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるものとする。
 - ③ 監査役は監査室と緊密な連携を保つと共に、経理部、総務人事部その他各部に対しても、必要に応じ、協力を求めることができる。
 - ④ 当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行う。
- (13) 反社会的勢力を排除するための体制
- 当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に反社会勢力の排除に向け、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たず、不当、不要な要求には一切応じないことをフジ日本精糖行動憲章に定める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を開催し、コンプライアンスに関する重要事項などに関し、担当部署から報告を受けております。また、全役職員へコンプライアンスに関するマニュアルを配布し周知するとともに、入社時研修にてコンプライアンスに関する教育を実施するなどして、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。なお、全役職員に対し、コンプライアンス推進委員会の活動内容等について、年に1回報告を行っております。また、当社はコンプライアンス推進規程に基づき、内部通報窓口を設置しており、担当部門によって適切に運用を行っております。

(2) 取締役の職務執行

取締役会規程に基づき取締役会を開催し、取締役会は、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会を8回開催しております。

(3) 内部監査の実施

監査室が内部監査計画に基づき、当社ならびに当社子会社における業務の適正性や法令順守状況等に関する内部監査を実施しております。また、それぞれの検証結果を内部統制報告書として代表取締役および常勤監査役に対し報告を行っております。

(4) 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されております。当事業年度においては、12回開催されており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告および監査役相互による意見交換等が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人および監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、厳しい業界環境下、安定的な経営成績の確保、強固な経営基盤の確立に努め、株主の皆様に対しては、安定的な利益還元継続や自己株式の取得等の資本政策による株主価値の向上を経営の重要課題としております。配当政策につきましては、安定的な配当の実施を基本方針としておりますが、業績に応じた内部留保の充実等も含めて総合的に判断することとしております。

当期の剰余金の配当につきましては、当期の業績ならびに財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実等を勘案した上で、平成28年5月18日開催の取締役会決議により、1株につき9円とさせていただきます。これにより、配当金総額は241,673,616円となりました。また、その他に繰越利益剰余金500百万円を減少させ、別途積立金に500百万円積み立てる剰余金の処分を行いました。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高他の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,284,945	流 動 負 債	4,085,732
現金及び預金	2,485,325	買掛金	1,451,251
受取手形及び売掛金	2,402,539	短期借入金	1,296,387
有価証券	323,111	未払法人税等	317,892
商品及び製品	1,612,323	未払消費税等	118,371
仕掛品	204,095	賞与引当金	104,783
原材料及び貯蔵品	945,201	その他	797,046
繰延税金資産	148,240	固 定 負 債	2,537,688
その他	1,167,728	長期借入金	1,258,468
貸倒引当金	△3,620	繰延税金負債	550,031
		役員退職慰労引当金	172,354
固 定 資 産	13,225,958	退職給付に係る負債	59,102
有 形 固 定 資 産	4,523,952	資産除去債務	64,686
建物及び構築物	969,309	その他	433,045
機械装置及び運搬具	1,370,199	負 債 合 計	6,623,420
土地	2,048,834	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	38,599	株 主 資 本	14,110,817
その他	97,010	資本金	1,524,460
無 形 固 定 資 産	588,663	資本剰余金	2,530,171
のれん	512,640	利益剰余金	10,773,108
その他	76,023	自己株式	△716,921
投 資 そ の 他 の 資 産	8,113,341	その他の包括利益累計額	1,576,540
投資有価証券	5,805,342	その他有価証券評価差額金	1,525,527
長期貸付金	2,082,046	為替換算調整勘定	93,726
その他	263,758	退職給付に係る調整累計額	△42,712
貸倒引当金	△37,806	非 支 配 株 主 持 分	200,123
資 産 合 計	22,510,903	純 資 産 合 計	15,887,482
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,510,903

連結損益計算書

(自平成27年4月1日)
(至平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	19,312,581
売上原価	15,124,971
売上総利益	4,187,609
販売費及び一般管理費	3,228,503
営業利益	959,106
営業外収益	
受取利息	41,909
受取配当	62,049
その他	40,864
合計	144,823
営業外費用	
支持分法による投資損失	35,184
為替差	21,991
その他	73,985
合計	145,845
経常利益	958,083
特別利益	
投資有価証券売却益	1,825
特別損失	
固定資産除却損	4,558
投資有価証券評価損	142
税金等調整前当期純利益	955,207
法人税、住民税及び事業税	495,227
法人税等調整額	△40,014
当期純利益	499,995
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△123,737
親会社株主に帰属する当期純利益	623,732

連結株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日
至平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,524,460	2,530,171	10,391,064	△716,247	13,729,448
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△241,689		△241,689
親会社株主に帰属する 当期純利益			623,732		623,732
自己株式の取得				△674	△674
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	382,043	△674	381,369
当 期 末 残 高	1,524,460	2,530,171	10,773,108	△716,921	14,110,817

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,827,960	152,501	11,803	1,992,264	384,430	16,106,143
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△241,689
親会社株主に帰属する 当期純利益						623,732
自己株式の取得						△674
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△302,433	△58,775	△54,515	△415,723	△184,306	△600,029
当期変動額合計	△302,433	△58,775	△54,515	△415,723	△184,306	△218,660
当 期 末 残 高	1,525,527	93,726	△42,712	1,576,540	200,123	15,887,482

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

協立食品(株)

ユニテックフーズ(株)

Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.

DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.

前連結会計年度において持分法非適用関連会社であったDAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.の株式を平成28年2月に追加取得したことに伴い、当連結会計年度より、連結子会社の範囲に含めております。なお、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

(2) 非連結子会社の数 2社

FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.

Unitecfoods Korea Co.,Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.及びUnitecfoods Korea Co.,Ltd.につきましては、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 3社

太平洋製糖(株)

マ・マーマカロニ(株)

南栄糖業(株)

なお、Unitec Is Co.,Ltd.は会社清算したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の数 2社

FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.

Unitecfoods Korea Co.,Ltd.

(持分法を適用しない理由)

FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.及びUnitecfoods Korea Co.,Ltd.につきましては、小規模会社であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社の事業年度に関する事項

持分法適用会社のうち、南栄糖業(株)の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な差異については連結上必要な調整を行っております。なお、その他連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とした持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

商 品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品、仕掛品、原材料

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯 蔵 品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

③ デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び一部の国内連結子会社は定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。

また、在外連結子会社については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	4～10年

- ② 無形固定資産
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、自社利用のソフトウェア5年であります。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
当社及び一部の連結子会社は、役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より損益処理することとしております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」及び「非支配株主持分」に含めております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - a. ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務
 - b. ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

主として原料糖の輸入取引に係る為替変動リスクを回避するために、外貨建金銭債権債務の残高の範囲内で、また、借入金の金利変動リスクを回避するために借入金残高の範囲内で、それぞれヘッジ取引を行っております。

また、デリバティブ取引の利用にあたっては、当社デリバティブ管理規程に従い行っております。

なお、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積もり、合理的な年数で均等償却しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

借主に対する敷金返還義務

担保に供している資産……………土地 145,995千円

対応債務……………預り保証金 57,980千円

なお、上記預り保証金は、固定負債の「その他」に含まれております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,161,352千円

3. 偶発債務

債務保証

次の関係会社について、金融機関からの借入れに対し債務保証を行っております。

FUJINIHON (Thailand) Co.,Ltd.	27,633千円 (8,662千パーツ)
太平洋製糖(株)	66,666千円
南栄糖業(株)	83,142千円

Ⅲ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式総数

普通株式 29,748,200株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月19日 取締役会	普通株式	241,689	9.00	平成27年3月31日	平成27年6月5日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月18日 取締役会	普通株式	利益剰余金	241,673	9.00	平成28年3月31日	平成28年6月7日

Ⅳ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については必要な資金を銀行借入による方針であります。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社及び連結子会社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リスク及び投資先の信用リスクに晒されておりますが、当社の取締役会に時価や投資先の財務状況等を定期的に報告しております。

長期貸付金は、主に当社が関係会社に対し行っているものであり、当社の取締役が当該関係会社の取締役会にて定期的な業務遂行報告を受けております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日ではありますが、その一部は原料糖の輸入に伴う為替変動リスクに晒されており、当該リスクをヘッジするために為替予約取引を行っております。

短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。また、長期借入金は、主にM&A及び設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであります。長期借入金の一部において、支払金利の変動リスクに晒されていますが、金融機関とのデリバティブ取引（金利スワップ取引）にてヘッジしております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規程に従い、担当部門が行っております。また、定期的に取締役会に状況報告がなされております。

なお、ヘッジ会計の方法等については「I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」を参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,485,325	2,485,325	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,402,539	2,402,539	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	4,622,406	4,622,406	—
(4) 長期貸付金（※1）	3,079,486	3,089,572	10,085
資産計	12,589,757	12,599,843	10,085
(1) 買掛金	1,451,251	1,451,251	—
(2) 短期借入金	1,100,278	1,100,278	—
(3) 未払法人税等	317,892	317,892	—
(4) 未払消費税等	118,371	118,371	—
(5) 長期借入金（※2）	1,454,577	1,457,332	2,754
負債計	4,442,371	4,445,125	2,754

（※1）長期貸付金には、1年以内返済予定長期貸付金997,440千円（連結貸借対照表計上額）が含まれております。

（※2）長期借入金には、1年以内返済予定長期借入金196,109千円（連結貸借対照表計上額）が含まれております。

（注1）金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は金融機関から提示された価格によっております。また、その他有価証券の種類ごとの取得原価等、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,095,523	1,876,094	2,219,479
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	4,095,573	1,876,094	2,219,479
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	100,757	123,922	△23,165
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	426,075	435,149	△9,074
	小 計	526,833	559,072	△32,239
合 計		4,622,406	2,435,166	2,187,240

(※1) その他有価証券の当連結会計年度の売却額は15,106千円、売却益は1,825千円であります。

(※2) 取得原価は減損処理後の帳簿価額によっております。減損処理にあたっては、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、全て減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

なお、当連結会計年度において、投資有価証券についての減損処理を行い、投資有価証券評価損142千円を計上しております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定については、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価の算定については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関係

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時 価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	400,000	400,000	(※)	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	45,361
投資事業有限責任組合	3,991
関連会社株式	1,456,694

(※1) これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 連結貸借対照表計上額は減損処理後の帳簿価額によっております。時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理にあたっては、当該株式の実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内
現金及び預金	2,485,325	—
受取手形及び売掛金	2,402,539	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(その他)	323,111	—
長期貸付金	997,440	2,082,046
合 計	6,208,416	2,082,046

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
196,109	264,215	696,109	196,109	102,034

V 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の退職給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、退職金規程に基づく確定給付型の企業年金制度（キャッシュバランスプラン）を導入しております。当該制度では、加入者ごとに積立額及び年金額の原資に相当する仮想個人勘定を設けております。仮想個人勘定には、主として市場金利の動向に基づく利息クレジットと給与水準等に基づく拠出クレジットを累積しております。

なお、一部の連結子会社は、非積立型の確定拠出制度（中小企業退職金共済制度）を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 確定給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	687,992千円
勤務費用	42,983千円
利息費用	3,435千円
数理計算上の差異の発生額	30,498千円
退職給付の支払額	△66,016千円
退職給付債務の期末残高	<u>698,893千円</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	681,974千円
期待運用収益	34,098千円
数理計算上の差異の発生額	△49,788千円
事業主からの拠出額	31,405千円
退職給付の支払額	△57,898千円
年金資産の期末残高	<u>639,791千円</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	698,893千円
年金資産	△639,791千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>59,102千円</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	42,983千円
利息費用	3,435千円
期待運用収益	△34,098千円
数理計算上の差異の損益処理額	1,307千円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>13,627千円</u>

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果調整前）の内訳は次のとおりであります。
数理計算上の差異 △78,979千円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果調整前）の内訳は次のとおりであります。
未認識数理計算上の差異 △61,545千円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	20.9%
株式	34.2%
現金及び預金	2.4%
保険資産（一般勘定）	42.4%
その他	0.1%
合計	<u>100.0%</u>

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしている。）

割引率	0.0%
長期期待運用収益率	5.0%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、11,788千円であります。

VI 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産の部)	
繰延税金資産	
賞与引当金否認額	32,413千円
未払事業税否認額	22,201千円
たな卸資産評価損否認額	83,591千円
その他	10,034千円
繰延税金資産合計	148,240千円
(固定負債の部)	
繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	11,568千円
役員退職慰労引当金否認額	52,836千円
退職給付に係る負債	18,085千円
投資有価証券評価損否認額	33,002千円
投資事業組合出資損失否認額	29,847千円
減損損失否認額	53,183千円
資産除去債務否認額	19,794千円
繰越欠損金	151,462千円
その他	26,854千円
繰延税金資産小計	396,636千円
評価性引当額	△278,108千円
繰延税金資産合計	118,528千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	662,300千円
資産除去債務対応除去費用	6,259千円
繰延税金負債合計	668,559千円
繰延税金負債の純額	550,031千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.2%
受取配当金消去	2.0%
住民税均等割	0.7%
子会社との税率差	1.0%
持分法による投資損益	1.0%
のれんの償却	3.7%
試験研究費に係る税額控除	△0.9%
評価性引当額の増加	6.6%
税率変更による影響額	2.2%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.7%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.3%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産を控除した金額）が24,084千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額（借方）が11,664千円、その他有価証券評価差額金（貸方）が36,794千円、退職給付に係る調整累計額（借方）が1,046千円それぞれ増加しております。

Ⅶ 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の概要

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用のオフィスビルや住宅、事業用の土地を所有しております。

2. 賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	期首残高	当期増減額	期末残高	
賃貸等不動産	1,378,263	△10,198	1,368,065	7,591,380

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 賃貸等不動産の増減額は、減価償却費による減少額10,198千円であります。

(注3) 時価の算定方法は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書の鑑定評価額によっております。

3. 賃貸等不動産に関する当連結会計年度の損益

(単位：千円)

	賃貸収益	賃貸費用	差 額
賃貸等不動産	599,408	△63,755	535,652

Ⅷ 資産除去債務に関する注記

1. 資産除去債務の概要

オフィス等についての賃貸借契約に伴う原状回復義務に関して資産除去債務を計上しております。また、一部の製造設備に使用されている有害物質の除去義務等についても資産除去債務を計上しております。

2. 資産除去債務の金額の算定方法

オフィス等については、主に使用見込期間を取得から22年と見積り、割引率は1.7%を使用しております。また、製造設備については、主に使用見込期間を当該資産の減価償却期間50年と見積り、割引率は2.2%を使用して、それぞれ資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	64,051千円
時の経過による調整額	635千円
期末残高	<u>64,686千円</u>

Ⅸ 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	584.20円
2. 1株当たり当期純利益	23.23円

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び注記事項の記載金額は表示単位未滿を切り捨てております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,608,958	流 動 負 債	2,163,199
現金及び預金	1,880,025	買掛金	570,126
受取手形	4,934	短期借入金	650,000
売掛金	1,331,604	未払金	63,451
有価証券	322,114	未払費用	429,989
商品及び製品	731,936	未払法人税等	222,541
仕掛品	134,120	未払消費税	85,203
原材料及び貯蔵品	901,232	前払費用	47,919
前払費用	29,899	前預賞与	11,114
繰延税金資産	123,436	その他の引当	62,852
短期貸付	1,096,910	繰上引当	20,000
その他の引当	53,657	固 定 負 債	1,622,755
貸倒引当金	△914	長期借入金	500,000
固 定 資 産	12,009,579	繰上引当	562,604
有形固定資産	2,685,953	役員退職慰労引当	122,300
建物	443,604	繰上引当	419,762
構築物	55,621	繰上引当	18,088
機械装置	92,439	負 債 合 計	3,785,955
車輜運搬具	1,700	純 資 産 の 部	
工具器具備品	43,752	株 主 資 本	13,307,055
土地	2,048,834	資本金	1,524,460
無形固定資産	62,015	資本剰余金	2,419,642
借地権	41,806	資本準備金	2,366,732
施設利用権	2,391	その他の資本剰余金	52,909
ソフトウェア	17,818	利 益 剰 余 金	10,079,875
投資その他の資産	9,261,610	利益準備金	334,865
投資有価証券	4,276,413	利益剰余金	9,745,010
関係会社株	2,719,126	利益準備積立	380,000
出資	400	研究開発積立	100,000
長期貸付	2,103,164	別途積立	8,190,000
その他の引当	200,311	繰上引当	1,075,010
貸倒引当金	△37,806	自 己 株 式	△716,921
資 産 合 計	18,618,537	評価・換算差額等	1,525,527
		その他有価証券評価差額金	1,525,527
		純 資 産 合 計	14,832,582
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,618,537

損益計算書

(自平成27年4月1日)
(至平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,417,837
売上原価	10,250,934
売上総利益	3,166,903
販売費及び一般管理費	2,277,153
営業利益	889,749
営業外収益	
受取利息	39,501
受取有価証券利益	1,877
受取配当金	119,703
その他	40,443
合計	201,525
営業外費用	
支払利息	12,168
支払損	14,402
その他	8,540
合計	35,111
経常利益	1,056,163
特別利益	
投資有価証券売却益	1,825
特別損失	
固定資産除却損	4,558
投資有価証券評価損	142
合計	4,700
税引前当期純利益	1,053,288
法人税、住民税及び事業税	371,759
法人税等調整額	△39,981
当期純利益	721,510

株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日)
(至平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,524,460	2,366,732	52,909	2,419,642
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
別 途 積 立 金 の 積 立				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	1,524,460	2,366,732	52,909	2,419,642

	株 主 資 本								
	利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金							
		配 当 準 備 積 立 金	研 究 開 発 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	334,865	380,000	100,000	7,790,000	995,189	9,600,054	△716,247	12,827,908	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△241,689	△241,689		△241,689	
別 途 積 立 金 の 積 立				400,000	△400,000	—		—	
当 期 純 利 益					721,510	721,510		721,510	
自 己 株 式 の 取 得							△674	△674	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	400,000	79,820	479,820	△674	479,146	
当 期 末 残 高	334,865	380,000	100,000	8,190,000	1,075,010	10,079,875	△716,921	13,307,055	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	1,827,960	1,827,960	14,655,868
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△ 241,689
別途積立金の積立			—
当期純利益			721,510
自己株式の取得			△674
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△302,433	△302,433	△302,433
当 期 変 動 額 合 計	△302,433	△302,433	176,713
当 期 末 残 高	1,525,527	1,525,527	14,832,582

I 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とした持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品、製品、仕掛品、原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 3～50年

機械装置 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、自社利用のソフトウェア5年であります。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より損益処理することとしております。

- (4) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務
- b. ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…借入金の利息

(3) ヘッジ方針

主として原料糖の輸入取引に係る為替変動リスクを回避するために、外貨建金銭債権債務の残高の範囲内で、また、借入金の金利変動リスクを回避するために借入金残高の範囲内で、それぞれヘッジ取引を行っております。

また、デリバティブ取引の利用にあたっては、当社のデリバティブ管理規程に従い行っております。

なお、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

7. 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
8. 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務
- | | |
|----------------|-----------|
| 借主に対する敷金返還義務 | |
| 担保に供している資産……土地 | 145,995千円 |
| 対応債務………預り保証金 | 57,980千円 |
2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,665,752千円
3. 偶発債務
- 債務保証
- (1) 次の関係会社について、金融機関からの借入れに対し債務保証を行っております。
- | | |
|---------------------------------|-------------------------|
| Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd. | 601,601千円 (188,589千バーツ) |
| FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd. | 27,633千円 (8,662千バーツ) |
| 太平洋製糖(株) | 66,666千円 |
| 南栄糖業(株) | 83,142千円 |
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 2,275,664千円 |
| 長期金銭債権 | 2,099,466千円 |
| 短期金銭債務 | 620,180千円 |
| 長期金銭債務 | 300千円 |

III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- (1) 営業取引
- | | |
|---------|--------------|
| 売 上 高 | 11,297,315千円 |
| 仕 入 高 等 | 5,782,553千円 |
- (2) 営業取引以外 113,456千円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 2,895,576株

V 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産の部)

繰延税金資産

賞与引当金否認額	19,421千円
未払事業税否認額	15,315千円
たな卸資産評価損否認額	82,113千円
その他	6,586千円

繰延税金資産合計	123,436千円
----------	-----------

(固定負債の部)

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	11,568千円
役員退職慰労引当金否認額	37,520千円
投資有価証券評価損否認額	17,987千円
関係会社株式評価損否認額	21,475千円
投資事業組合出資損失否認額	29,847千円
減損損失否認額	52,624千円
資産除去債務否認額	5,534千円
その他	26,788千円

繰延税金資産小計	203,347千円
----------	-----------

評価性引当額	△102,904千円
--------	------------

繰延税金資産合計	100,442千円
----------	-----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	662,300千円
その他	747千円

繰延税金負債合計	663,047千円
----------	-----------

繰延税金負債の純額	562,604千円
-----------	-----------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産を控除した金額）が26,252千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額（借方）が10,541千円、その他有価証券評価差額金（貸方）が36,794千円それぞれ増加しております。

VI 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	双日(株)	(被所有) 直接30.4 間接 1.6	当社の販売代理店 原料糖の仕入先 役員の受入	製品及び商品の販売	9,040,555	売掛金	810,768
				原料糖の購入	3,358,481	買掛金	372,189
				販売手数料等	370,323	未払費用	110,900

(注) 1 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等を含んでおります。

2 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ① 製品及び商品の販売に係る価格その他の取引条件は、他の代理店と同様の条件によっております。
- ② 原料糖の購入については、国内及び海外の粗糖定期相場に基づいてその価格を決定しております。
- ③ 販売手数料等の取引条件は、他の代理店と同様の条件によっております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	協立食品(株)	(所有) 直接100.0	当社の販売代理店 原料糖の仕入先 役員の兼任	製品及び商品の 販売	2,224,551	売掛金	364,321
子会社	Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.	(所有) 直接55.0	機能性商品の仕入先 機能性原材料の販売 債務保証 役員の兼任	債務保証	601,601	—	—
関連会社	太平洋製糖(株)	(所有) 直接33.3	精製糖の加工委託 資金の援助 債務保証 役員の兼任	資金貸付	1,080,000	短期貸付金	997,300
				資金回収	997,000	長期貸付金	2,042,700
				利息受取	36,480	—	—
				委託加工費等	1,338,095	買掛金 未払費用	189 113,042

- (注) 1 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等を含んでおります。
2 債務保証は、子会社の取引先への仕入債務、子会社及び関連会社の金融機関からの借入れに対するものであります。
3 取引条件ないし取引条件の決定方針等
① 協立食品(株)に対する製品及び商品の販売に係る価格その他の取引条件は、他の代理店と同様の条件によっております。
② Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.に対する債務保証については、保証料を受領しておりません。
③ 太平洋製糖(株)に対する貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間5年、半年賦返済としております。
④ 太平洋製糖(株)に対する委託加工費等については、他の委託先と同様の条件によっております。

Ⅶ 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 552.37円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 26.87円 |

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記事項の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

フジ日本精糖株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 羽鳥 良彰 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 円 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジ日本精糖株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジ日本精糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

フジ日本精糖株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽鳥	良彰	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田	円	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジ日本精糖株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

フジ日本精糖株式会社 監査役会

監査役(常勤)	高橋宏寿	Ⓔ
監査役	上平徹	Ⓔ
監査役	船戸謙治	Ⓔ
監査役	内藤健雄	Ⓔ

(注) 監査役上平 徹、監査役船戸謙治及び監査役内藤健雄は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、ならびに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、取締役の責任免除の規定（変更案第31条）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第31条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第31条</u>～<u>第39条</u>（条文省略）</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第32条</u>～<u>第40条</u>（現行どおり）</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第41条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第<u>40</u>条～第<u>46</u>条 (条文省略)</p>	<p><u>2</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第<u>42</u>条～第<u>48</u>条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員8名は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、1名減員の取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ふな こし よし かず 船 越 義 和 (昭和25年) (1月1日生)	昭和48年4月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 平成11年10月 同社 食品流通部長 平成17年4月 双日食料(株)代表取締役社長 平成19年5月 フジ日本精糖(株) 入社 平成19年6月 同社 常務取締役 平成20年6月 ユニテックフーズ(株) 取締役 (現任) 平成23年6月 フジ日本精糖(株) 専務取締役 清水工場代表 機能性素材担当 平成24年6月 太平洋製糖(株) 取締役 (現任) フジ日本精糖(株) 代表取締役社長 (現任) 平成24年7月 Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd. 取締役会長 (現任) 平成25年6月 FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd. 取締役 (現任) 平成26年6月 マ・マーマカロニ(株) 取締役 (現任) 平成26年9月 DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd. 取締役 (現任)	51,900株
2	たか なし しげ のり 高 梨 繁 憲 (昭和29年) (1月29日生)	昭和47年4月 日本精糖(株) 入社 平成16年4月 フジ日本精糖(株) 砂糖本部本部長 平成16年6月 同社 執行役員 砂糖本部本部長 平成18年6月 太平洋製糖(株) 監査役 フジ日本精糖(株)常務執行役員 砂糖本部本部長 平成19年5月 協立食品(株) 取締役 平成20年6月 太平洋製糖(株) 取締役 (現任) フジ日本精糖(株) 取締役常務執行役員 砂糖本部本部長 平成27年5月 協立食品(株) 代表取締役社長 (現任) 平成27年6月 フジ日本精糖(株) 取締役専務執行役員 砂糖本部本部長 (現任)	15,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	さくら だ せい じ 櫻 田 誠 司 (昭和38年) (3月19日生)	昭和60年4月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 平成20年8月 双日(株) 食料部食料担当部長 平成21年4月 同社 穀物飼料部食料担当部長 平成21年6月 フジ日本精糖(株) 取締役 平成21年10月 双日(株) 穀物飼料部副部長 平成22年10月 同社 食料事業部副部長 平成25年4月 フジ日本精糖(株) 出向 平成25年4月 同社 執行役員 社長補佐営業戦略室室長 平成25年6月 ユニテックフーズ(株) 取締役 (現任) FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd. 取締役 (現任) 平成25年10月 フジ日本精糖(株) 執行役員 社長補佐営業戦略室 室長兼機能性素材本部副本部長兼機能性食品営 業部部長 平成26年4月 同社 執行役員 機能性素材本部部長兼機能性 食品営業部部長兼営業戦略室室長 平成26年6月 同社 取締役常務執行役員 機能性素材本部本 部長兼機能性食品営業部部長兼営業戦略室室長 (現任) 平成26年7月 Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd. 取締役 (現任)	3,000株
4	さくら だ もと ひさ 櫻 田 礎 久 (昭和27年) (12月7日生)	昭和50年4月 フジ製糖(株) 入社 平成16年4月 フジ日本精糖(株) 砂糖本部副本部長 平成18年6月 同社 執行役員 砂糖本部副本部長 平成26年4月 同社 執行役員 砂糖本部副本部長兼機能性素材 本部副本部長兼キープ事業部部長 平成26年6月 同社 取締役常務執行役員 清水代表砂糖本部副 本部長兼機能性素材本部副本部長兼キープ事業 部部長 (現任)	7,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
5	さ づか まさ ひろ 佐 塚 眞 弘 (昭和27年) (3月9日生)	昭和49年4月 日商岩井(株)(現双日(株)) 入社 平成9年11月 同社 情報システム部副部長 平成14年4月 同社 企画ユニット ITソリューション担当部長 平成16年7月 フジ日本精糖(株) 入社 平成17年7月 同社 経営企画室室長兼監査室室長兼広報室室長 平成21年6月 同社 執行役員 経営企画室室長兼広報室室長 平成25年6月 同社 常務執行役員 経営企画室室長兼広報室室長 平成26年4月 同社 常務執行役員 管理本部本部長兼経営企画室室長兼資産管理部部長兼広報室室長 平成26年5月 協立食品(株) 監査役 平成26年6月 太平洋製糖(株) 監査役 (現任) 平成27年5月 協立食品(株) 取締役 (現任) 平成27年6月 フジ日本精糖(株) 取締役常務執行役員 管理本部本部長兼経営企画室室長兼資産管理部部長兼広報室室長 (現任)	11,700株
6	いち むら よし あき 市 村 由 昭 (昭和30年) (1月24日生)	昭和52年4月 日商岩井(株)(現双日(株)) 入社 平成14年10月 Mitsubishi Motors Philippines Corp. Director Senior Executive Vice President 平成19年4月 双日(株) 自動車第一部長 平成20年4月 同社 自動車第三部長 平成21年4月 同社 機械部門長補佐兼自動車本部長兼自動車第三部長 平成23年4月 Hyundai Motor (Thailand) Co.,Ltd. Director President 平成25年8月 Subaru Motor LLC. General Director 平成26年4月 双日(株) 理事 平成27年4月 同社 執行役員 食料・アグリビジネス本部長 (現任) 平成27年4月 ヤマザキ・ナビスコ(株) 取締役 (現任) 平成27年5月 阪神サイロ(株) 取締役 (現任) 平成27年6月 フジ日本精糖(株) 取締役 (現任) 平成28年3月 THAI CENTRAL CHEMICAL PUBLIC COMPANY LIMITED 取締役 (現任)	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
7	むら かみ みつ ひろ 村上光廣 (昭和18年 2月7日生)	昭和44年8月 鈴与(株) 入社 昭和62年9月 鈴与航空貨物(株) 取締役 平成2年11月 鈴与(株) 取締役 鈴与航空貨物(株) 代表取締役社長 ユーピーエス・スズヨ・フレート・サービス(株) 代表取締役社長 平成6年11月 鈴与(株) 常務取締役 平成16年11月 同社 専務取締役 平成17年11月 同社 取締役副社長 平成18年11月 同社 代表取締役副社長 平成22年6月 フジ日本精糖(株) 取締役 (現任) 平成23年11月 鈴与(株) 取締役相談役 平成24年11月 同社 相談役 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 市村由昭および村上光廣の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由
 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
- ・市村由昭氏は、当社の議決権比率の30.4%を保有する主要株主である双日(株)の執行役員であります。また、当社と同社との間には商品供給等の取引があり、同社は特定関係事業者であります。同氏がこれまで培ってきたビジネス経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。
 - ・村上光廣氏は、長年にわたり鈴与(株)の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年間であります。なお、村上光廣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は市村由昭、村上光廣の両氏の再任が承認された場合、両氏の間で会社法第427条1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役 高橋宏寿および船戸謙治の両氏は本総会終結の時をもって辞任され、監査役 内藤健雄氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものがあります。

なお、福田弘氏は高橋宏寿氏の補欠として、北尾孝司氏は船戸謙治氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款第33条により、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ないとうけんゆう 内藤健雄 (昭和22年) (9月10日生)	昭和45年4月 野崎産業(株) (現JFE商事(株)) 入社 平成8年4月 ペット開発(株) 出向 代表取締役専務 平成11年4月 川鉄商事(株) (現JFE商事(株)) 食品企画部部長 平成15年4月 (株)ワダ 管理部長 平成16年6月 清田糖業(株) 代表取締役 (現任) 平成24年6月 フジ日本精糖(株) 監査役 (現任)	0株
2	※ ふくだひろし 福田弘 (昭和28年) (3月18日生)	昭和46年4月 日本精糖(株) 入社 平成13年10月 フジ日本精糖(株) 管理本部経理部部長 平成18年6月 同社 執行役員 管理本部副本部長兼経理部部長 兼総務人事部部長兼資産運用部部長 平成19年6月 同社 執行役員 管理本部本部長兼経理部部長兼 資産運用部部長兼不動産事業部部長 平成26年4月 同社 執行役員 社長補佐 平成26年6月 同社 執行役員 出向 太平洋製糖(株) 常務取締役 平成27年6月 同社 執行役員 出向 太平洋製糖(株) 常務取締役 兼総務部部長 (現任)	26,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	※ きた お たか し 北尾孝司 (昭和42年 4月2日生)	平成2年4月 豊田通商(株)入社 平成13年3月 豊田通商(天津)有限公司出向 平成18年4月 豊田通商(株) 電材・機能材部電子材料グループ グループリーダー 平成24年4月 同社 電子材料部部长 平成27年4月 同社 食料企画部部长 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 内藤健雄、北尾孝司の両氏は社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由
社外監査役候補者の選任理由および独立性について
・内藤健雄氏は、清田糖業(株)の経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年間です。なお、内藤健雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
・北尾孝司氏は、当社と商品供給等の取引がある豊田通商(株)において食品企画部部长の役職にあり、食品業界に関する豊富な見識を有していることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
5. 第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は北尾孝司氏の選任および内藤健雄氏の再任が承認された場合、両氏との間で会社法第427条1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第4号議案 取締役および監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます江口達夫氏および監査役を辞任されます高橋宏寿、船戸謙治の両氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の所定の基準により、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役在任期間分は取締役会に、監査役在任期間分は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
え ぐち たつ お 江 口 達 夫	平成17年6月 当社常務取締役 平成18年6月 当社代表取締役社長 平成24年6月 当社代表取締役会長 平成26年6月 当社取締役相談役 (現任)
たか はし ひろ かず 高 橋 宏 寿	平成18年6月 当社取締役 平成19年6月 当社監査役 (現任)
ふな と けん じ 船 戸 謙 治	平成27年6月 当社監査役 (現任)

また、当社は平成28年6月22日をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを、当社取締役会において決議いたしました。

これに伴い、第2号議案および第3号議案の承認可決を条件として重任される取締役7名、監査役1名および在任中の監査役1名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の所定の基準により、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、贈呈の時期は、取締役および監査役を退任する時にいたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

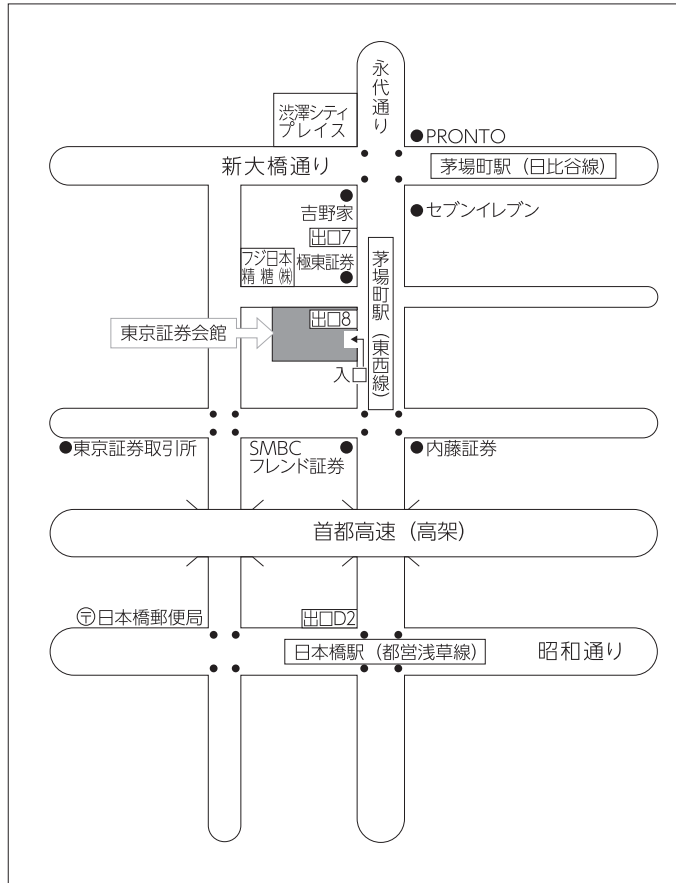
氏 名				略 歴	
ふな 船	こし 越	よし 義	かず 和	平成19年6月	当社常務取締役
				平成23年6月	当社専務取締役
				平成24年6月	当社代表取締役社長（現任）
たか 高	なし 梨	しげ 繁	のり 憲	平成20年6月	当社取締役（現任）
さくら 櫻	だ 田	せい 誠	じ 司	平成26年6月	当社取締役（現任）
さくら 櫻	だ 田	もと 礎	ひさ 久	平成26年6月	当社取締役（現任）
さ 佐	づか 塚	まさ 眞	ひろ 弘	平成27年6月	当社取締役（現任）
いち 市	むら 村	よし 由	あき 昭	平成27年6月	当社取締役（現任）
むら 村	かみ 上	みつ 光	ひろ 廣	平成22年6月	当社取締役（現任）
うえ 上	ひら 平		とある 徹	平成12年6月	当社監査役（現任）
ない 内	とう 藤	けん 健	ゆう 雄	平成24年6月	当社監査役（現任）

（注）市村由昭、村上光廣、上平徹、内藤健雄の各氏は、社外取締役および社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京証券会館 9階会議室
東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
電話 03-3667-9210



- | | | | | | |
|--------|------------|------|---|------|--------|
| ●東京メトロ | 東西線 | 茅場町駅 | } | 8出口 | 直結 |
| | 日比谷線 | | | 7出口 | より徒歩2分 |
| ●都営浅草線 | | 日本橋駅 | } | D2出口 | より徒歩5分 |
| 東京メトロ | 銀座線
東西線 | | | | |